

## 被ばく医療研修認定委員会の運用に関する取決め(細則)

第1条 この細則は、「被ばく医療研修認定委員会の運用に関する取決め」の施行について必要事項を定める。

第2条 研修開催機関が提出する認定申請の書類は様式1～2のとおりとする。

(研修認定基準)

第3条 次の各号の認定基準に則り、基礎研修を認定する。

- (1) 次のすべての項目を各々30分以上講義すること。
  1. 原子力防災体制
  2. 放射線の基礎
  3. 放射線の影響
  4. 放射線防護
  5. 汚染検査・除染
  6. 安定ヨウ素剤
  7. 避難退域時検査
  8. 避難と屋内退避の支援
- (2) 前号(1)に掲げる講義は、第22条に定めた標準テキストを用いること。
- (3) 標準テキストの使用に際し、追加資料を使用、配布する場合は、認定委員会に提出し、許可を得ること。
- (4) 研修開催責任者は、原子力災害医療に関する研修の講師経験があること。また、研修開催場所で受講者の受講を確認すること。オンラインの場合は講義ごとに受講者の出欠を確認すること。
- (5) 各講義の講師は、令和3年3月末までに認定委員会が認める原子力災害医療に関する研修の講師経験がある者、または令和3年4月以降に原子力災害医療中核人材研修修了者もしくは講師養成研修修了者であること。

第4条 専門研修(原子力災害医療中核人材研修)における認定基準を次の各号の通り定める。

- (1) 次のすべての項目を各々30分(4については40分)以上講義すること。
  1. 医療機関の原子力災害対策
  2. 医療機関での初期対応
  3. 放射線障害の診断と治療
  4. 外部被ばくと内部被ばくの線量評価
  5. 原子力災害時のメンタルヘルス

6. 放射線管理要員の役割
  7. 原子力災害時例
- (2) 次のすべての項目を実習すること。
1. 放射線測定器の取り扱い
  2. ホールボディカウンターによる計測
  3. 防護装備着脱
  4. 医療施設の養生
  5. 除染（蛍光剤を使用しても良い）
  6. 傷病者の汚染検査
  7. 被ばく・汚染傷病者対応
- (3) 次の想定と設問を含む机上演習を実施すること。
1. 原子力災害拠点病院での汚染を伴う可能性のある傷病者の受け入れに関し、受け入れ準備、診療手順、被ばく線量評価について検討する。
  2. 原子力災害時の住民対応に関し、医療機関等での受け入れ準備、多数汚染者への対応について検討する。
- (4) 前号(1)に掲げる講義は、第22条に定めた標準テキストを用いること。
- (5) 標準テキストの使用に際し、追加資料を使用、配布する場合は、認定委員会に提出し、許可を得ること。
- (6) 研修開催責任者は、原子力災害医療に関する研修の講師経験があること。
- (7) 講義は対面方式、オンライン形式のいずれかで実施することができる。オンライン形式の場合はライブ方式とし、講師と受講者の双方向の質疑応答が可能であること、講義ごとに受講者の出欠を確認すること。
- (8) 各講義の講師は、令和3年3月末までに認定委員会が認める原子力災害医療に関する研修の講師経験があること、または令和3年4月以降に講師養成研修修了者であること。
- (9) 実習および机上演習の講師は、令和3年3月末までに認定委員会が認める原子力災害医療中核人材研修において実習および机上演習の指導経験がある者が最低1名は配置されること、または令和3年4月以降に講師養成研修修了者であること。
- (10) 基幹高度被ばく医療支援センターが作成する問題から、講義項目毎に1問以上、合計20問以上のポストテストを実施すること。

第5条 専門研修（原子力災害医療派遣チーム研修）における認定基準を次の各号の通り定める。

- (1) 次のすべての項目を各々30分以上講義すること。
1. 原子力災害医療派遣チーム

2. 原子力災害医療派遣チームの活動
  3. 原子力災害時のリスクコミュニケーション
- (2) 次のすべての項目を実習すること。
1. 除染キットを使用した汚染・被ばくした傷病者対応
- (3) 次の想定と設問を含む机上演習を実施すること。
1. 原子力災害時に原子力災害医療派遣チームの待機要請があった場合の対応
  2. 原子力災害時に原子力災害医療派遣チームの派遣要請があった場合の対応
  3. 原子力災害医療派遣チームを医療機関等で受け入れる場合の対応
  4. 派遣先の原子力災害拠点病院での活動
- (4) 前号(1)に掲げる講義は、第22条に定めた標準テキストを用いること。
- (5) 標準テキストの使用に際し、追加資料を使用、配布する場合は、認定委員会に提出し、許可を得ること。
- (6) 研修開催責任者は、原子力災害医療に関する研修の講師経験があること。
- (7) 講義は対面方式、オンライン形式のいずれかで実施することができる。オンライン形式の場合はライブ方式とし、講師と受講者の双方向の質疑応答が可能であること、講義ごとに受講者の出欠を確認すること。
- (8) 各講義の講師は、令和3年度末までに認定委員会が認める原子力災害医療に関する研修の講師経験があること、または令和3年4月以降に講師養成研修修了者であること。
- (9) 実習および机上演習の講師は、令和3年3月末までに認定委員会が認める原子力災害医療中核人材研修において実習および机上演習の指導経験がある者が最低1名は配置されること、または令和3年4月以降に講師養成研修修了者であること。

第6条 専門研修（ホールボディカウンター研修）における認定基準を次の各号の通り定める。

- (1) 次のすべての項目を講義すること。
1. 線量評価の概念（30分以上）
  2. 体外計測法（50分以上）
  3. 話題提供（330分以上）
- (2) 次のすべての項目を実習すること。
1. ガンマ線スペクトロメトリ（検出器の概要と測定方法、校正、計数効率の算出、未知試料の測定と試料の評価）
  2. ホールボディカウンター（ファントムの使い方、効率校正、点線源を用い

た校正チェック、計数効率の算出、被験者の測定、体内残留量・摂取量・内部被ばく線量の算出、日常のメンテナンス方法)

3. 内部被ばく線量の計算(MONDAL3 の使い方、シナリオに基づいた計算)

- (3) 前号(1)に掲げる講義 1.と 2.は、第 2 2 条に定めた標準テキストを用いること。講義 3.については公衆の線量評価に関連する内容を講義する。
- (4) 講義 1.と 2.は標準テキストの使用に際し、追加資料を使用、配布する場合は、認定委員会に提出し、許可を得ること。講義 3.については、使用する資料を認定委員会に提出し、許可を得ること。
- (5) 研修開催責任者は、原子力災害医療に関する研修の講師経験があること。
- (6) 研修は対面方式で実施する。
- (7) 各講義及び実習の講師は、令和 3 年 3 月末までに認定委員会が認める原子力災害医療に関する研修の講師経験があること、または令和 3 年 4 月以降に講師養成研修修了者であること。

第 7 条 専門研修（甲状腺簡易測定研修）における認定基準を次の各号の通り定める。

- (1) 次のすべての項目を講義すること。
  1. 原子力災害対応（50分以上）
  2. 甲状腺簡易検査（50分以上）
  3. 話題提供（45分以上）
- (2) 次のすべての項目を実習すること。
  1. 甲状腺簡易測定
- (3) 前号(1)に掲げる講義 1.と 2.は、第 2 2 条に定めた標準テキストを用いること。講義 3.については甲状腺簡易測定に関連する内容を講義する。
- (4) 講義 1.と 2.は標準テキストの使用に際し、追加資料を使用、配布する場合は、認定委員会に提出し、許可を得ること。講義 3.については、使用する資料を認定委員会に提出し、許可を得ること。
- (5) 研修開催責任者は、原子力災害医療に関する研修の講師経験があること。
- (6) 研修は対面方式で実施する。
- (7) 各講義及び実習の講師は、令和 3 年 3 月末までに認定委員会が認める原子力災害医療に関する研修の講師経験があること、または令和 3 年 4 月以降に講師養成研修修了者であること。

第 8 条 専門研修（染色体分析研修）における認定基準を次の各号の通り定める。

- (1) 次のすべての項目を講義すること。
  1. 放射線事故災害と被ばく医療（40分以上）
  2. 染色体分析による被ばく線量評価（40分以上）

- (2) 次のすべての項目を実習すること。
  - 1. 画像診断練習として二動原体の判定
- (3) 前号(1)に掲げる講義は、第22条に定めた標準テキストを用いること。
- (4) 標準テキストの使用に際し、追加資料を使用、配布する場合は、認定委員会に提出し、許可を得ること。
- (5) 研修開催責任者は、原子力災害医療に関する研修の講師経験があること。
- (6) 講義は対面方式、オンライン形式のいずれかで実施することができる。オンライン形式の場合はライブ方式とし、講師と受講者の双方向の質疑応答が可能であること、講義ごとに受講者の出欠を確認すること。
- (7) 各講義及び実習の講師は、令和3年3月末までに認定委員会が認める原子力災害医療に関する研修の講師経験があること、または令和3年4月以降に講師養成研修修了者であること。

第9条 高度専門研修（高度専門被ばく医療研修）における認定基準を次の各号の通り定める。

- (1) 高度被ばく医療支援センター連携会議で承認された項目を講義すること。
- (2) 研修開催責任者は、原子力災害医療に関する研修の講師経験があること。
- (3) 講義は対面方式、オンライン形式のいずれかで実施することができる。オンライン形式の場合はライブ方式とし、講師と受講者の双方向の質疑応答が可能であること、講義ごとに受講者の出欠を確認すること。
- (4) 各講義の講師は、研修開催責任者が研修に関わる専門知識を有していると認められた者であること。

第10条 高度専門研修（講師養成研修）における認定基準を次の各号の通り定める。

- (1) 次のすべての項目を講義すること。
  - 1. 放射線測定器の取り扱い実習のポイント（10分以上）
  - 2. 防護装備着脱実習のポイント（10分以上）
  - 3. 医療施設養生実習のポイント（10分以上）
  - 4. ホールボディカウンター（WBC）計測実習のポイント（20分以上）
  - 5. 傷病者汚染検査実習のポイント（10分以上）
  - 6. 除染実習のポイント（10分以上）
  - 7. 被ばく医療実習のポイント（20分以上）
  - 8. 甲状腺簡易測定実習のポイント（10分以上）
  - 9.  $\gamma$ 線スペクトロメトリ実習のポイント（10分以上）
  - 10. 内部被ばく線量の計算のポイント（10分以上）
- (2) 前号(1)に掲げる講義は、第22条に定めた標準テキストを用いること。

- (3) 標準テキストの使用に際し、追加資料を使用、配布する場合は、認定委員会に提出し、許可を得ること。
- (4) 研修開催責任者は、原子力災害医療に関する研修の講師経験があること。
- (5) 講義は対面方式、オンライン形式のいずれかで実施することができる。オンライン形式の場合はライブ方式とし、講師と受講者の双方向の質疑応答が可能であること、講義ごとに受講者の出欠を確認すること。
- (6) 各講義の講師は、令和3年4月以降に講師養成研修修了者、もしくは研修開催責任者が研修に関わる専門知識を有していると認めた者であること。

第11条 高度専門研修（体外計測研修）における認定基準を次の各号の通り定める。

- (1) 次のすべての項目を講義すること。
  1. ホールボディカウンター(WBC)を用いた体外計測（50分以上）
  2. 甲状腺モニタを用いた体外計測（50分以上）
  3. 話題提供（30分以上）
- (2) 次のすべての項目を実習すること。
  1. ガンマ線スペクトロメトリ（エネルギー校正、ピーク効率校正、I-131 ピーク効率計算、甲状腺中 I-131 残留量の計算）
- (3) 前号(1)に掲げる講義 1.と 2.は、第22条に定めた標準テキストを用いること。講義 3.については原子力災害時の甲状腺モニタリング等の体外計測に関連する内容を講義する。
- (4) 講義 1.と 2.は標準テキストの使用に際し、追加資料を使用、配布する場合は、認定委員会に提出し、許可を得ること。講義 3.については、使用する資料を認定委員会に提出し、許可を得ること。
- (5) 研修開催責任者は、原子力災害医療に関する研修の講師経験があること。
- (6) 講義は対面方式で実施すること。
- (7) 各講義及び実習の講師は、令和3年4月以降に講師養成研修修了者、もしくは研修開催責任者が研修に関わる専門知識を有していると認めた者であること。

第12条 高度専門研修（バイオアッセイ研修）における認定基準を次の各号の通り定める。

- (1) 次のすべての項目を講義すること。
  1. バイオアッセイに基づく内部被ばく線量評価（60分以上）
  2. プルトニウム内部被ばく事故対応（60分以上）
- (2) 次のすべての項目を実習すること。
  1. 前処理；有機物分解（尿試料のサンプリング、湿式灰化法による有機物分解、鉄共沈、Pu の価数調整）
  2. 前処理；核種分離（レジンのコンディショニング、サンプル溶液の濾過、

- TEVA と DGA レジンへの吸着、TEVA と DGA レジンからの溶離)
3. 測定試料作成及び測定（溶離液の蒸発乾固、電着試料作成、試料測定）
  4. 内部被ばく線量の計算(MONDAL3 の使い方、シナリオに基づいた計算)
- (3) 前号(1) に掲げる講義は、第 2 2 条に定めた標準テキストを用いること。
  - (4) 標準テキストの使用に際し、追加資料を使用、配布する場合は、認定委員会に提出し、許可を得ること。
  - (5) 研修開催責任者は、原子力災害医療に関する研修の講師経験があること。
  - (6) 講義は対面方式で実施すること。
  - (7) 各講義及び実習の講師は、令和 3 年 4 月以降に講師養成研修修了者、もしくは研修開催責任者が研修に関わる専門知識を有していると認めた者であること。

第 1 3 条 高度専門研修（高度専門染色体分析研修）における認定基準を次の各号の通り定める。

- (1) 次のすべての項目を合わせて 8 0 分以上講義すること。
  1. 高度染色体分析法
  2. 細胞質分裂阻害微小核法
- (2) 次のすべての項目を実習すること。
  1. 二動原体分析
  2. FISH 転座分析
  3. 核分裂指数の判定
  4. 二核細胞における微小核の判定
- (3) 前号(1) に掲げる講義は、第 2 2 条に定めた標準テキストを用いること。
- (4) 標準テキストの使用に際し、追加資料を使用、配布する場合は、認定委員会に提出し、許可を得ること。
- (5) 研修開催責任者は、原子力災害医療に関する研修の講師経験があること。
- (6) 講義は対面方式、オンライン形式のいずれかで実施することができる。オンライン形式の場合はライブ方式とし、講師と受講者の双方向の質疑応答が可能であること、講義ごとに受講者の出欠を確認すること。
- (7) 各講義及び実習の講師は、令和 3 年 4 月以降に講師養成研修修了者、もしくは研修開催責任者が研修に関わる専門知識を有していると認めた者であること。

（修了基準）

第 1 4 条 次の各号の修了基準に則り、基礎研修の修了を認定する。

- (1) すべての講義を聴講すること。
- (2) 講義の聴講が複数の研修にまたがった場合は、受講者は研修開催機関から聴

講した講義の参加証明を受領すること。

第15条 次の各号の修了基準に則り、専門研修（原子力災害医療中核人材研修）の修了を認定する。

- (1) 5つ以上の講義およびすべての実習と机上演習を受講すること。
- (2) ポストテストの正答率が80%以上であること。

第16条 次の各号の修了基準に則り、専門研修（原子力災害医療中核人材研修以外）および高度専門研修の各研修の修了を認定する。

- (1) 各研修で実施される全講義数の8割以上の講義を聴講すること。
- (2) 実習と机上演習が実施される研修は、すべての実習と机上演習を受講すること。

第17条 各研修の修了基準は次の各号に定めたものとする。

- (1) 認定委員会が令和4年3月31日までに承認をしたもの
- (2) 前号(1)に掲げる修了基準の変更を行う場合は、研修部会の審査を経て、連携会議が承認したもの

（研修認定結果通知）

第18条 研修認定時に認定委員会が開催機関に交付する研修認定結果通知書は様式3のとおりとする。

（実施報告）

第19条 研修実施後には開催機関が認定委員会に提出する実施報告書は様式4のとおりとする。

（修了認定結果通知）

第20条 認定委員会が開催機関に交付する修了認定結果通知書は様式5のとおりとする。

（修了証書）

第21条 修了証書は様式6のとおりとする。

（標準テキスト）

第22条 標準テキストは次の各号に定めたものとする。

- (1) 放射線安全規制研究戦略的推進事業費（包括的被ばく医療の体制構築に関する調査研究）事業での成果物



- (2) 前号(1)の標準テキストを原子力規制庁の委託事業等で修正、改訂したもののうち、認定委員会が令和4年3月31日までに承認をしたもの
- (3) テキスト作業分科会が作成、改訂し、研修部会の審査を経て、連携会議が承認したもの

(研修修了者の認定資格の更新の条件)

第23条 修了証書の有効期限は発行日の3年後の年度末とし、研修の更新の手続きを次の各号のとおり定める。

- (1) 修了証の有効期限内に、受講資格のある研修を受講すること。
- (2) 講師養成研修修了者は、研修修了日を講師資格登録日とする。

第24条 研修修了者の認定資格の更新の条件は次の各号に定めたものとする。

- (1) 認定委員会が令和4年3月31日までに承認をしたもの
- (2) 前号(1)に掲げる研修修了者の認定資格の更新の条件の変更を行う場合は、研修部会の審査を経て、連携会議が承認したもの

(講師資格の更新)

第25条 講師資格有効期間は登録日から3年後の年度末とする。更新の手続きを次の各号の通り定める。

- (1) 講師資格有効期間内に3回以上の講師履歴を有する場合は更新を認める。講師資格有効期間は、前回の講師資格有効期間が終了する年度の翌年度の開始の日から3年以内とする。
- (2) 講師履歴は同一研修につき1回、同一日の研修につき1回とする。
- (3) 令和2年度(令和3年3月末)までに講師履歴がある者の講師資格有効期間は、令和5年度(令和6年3月末)までとする。

第26条 講師資格の更新の条件は次の各号に定めたものとする。

- (1) 認定委員会が令和4年9月30日までに承認をしたもの
- (2) 前号(1)に掲げる研修修了者の認定資格の更新の条件の変更を行う場合は、研修部会の審査を経て、連携会議が承認したもの

(規則の改正)

第27条 この細則は、認定委員会委員長が認定委員会に諮って改正することができる。

[附則]

(施行期日)

- 1 この細則は令和2年12月25日から施行し、令和3年4月1日以降に開催される研修に適用する。
- 2 この改正細則は令和4年10月1日から施行する。